

平成 21 年 12 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表者名 代表取締役社長 山下 徹
(コード：9613 東証第 1 部)
問合せ先 I R 室長 金江 隆司
(TEL. 03-5546-9962)

株式会社エヌジェーケー株式に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ（以下「公開買付者」又は「当社」といいます。）は、本日開催の取締役会において、株式会社エヌジェーケー（コード番号 9748、東証第二部、以下「対象者」といいます。）との間で「資本業務提携契約」（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結し、対象者の株式を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

（1）公開買付けの概要

当社は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部にその株式を上場している対象者を当社の連結子会社とすることを目的として、対象者の株式の 7,071,000 株（対象者の発行済株式総数 14,140,861 株（ただし、対象者の第 40 期第 2 四半期報告書に記載された平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 14,700,000 株に、同日現在の対象者の未行使の新株予約権 335 個の行使により発行又は移転される可能性のある対象者の株式の最大数（335,000 株）を加算し、同日現在の対象者の保有する自己株式 894,139 株を引いた数になります。）の 50.00%に相当する数の対象者の株式数の 1 単元未満株の部分を切上げた数となります。以下「買付予定数」といいます。）を取得するため、本公開買付けを行うことを決議いたしました。具体的な買付等の条件及び方法は後述「2. 買付け等の概要」に記載しております。

他方で、対象者は、平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、出席した取締役 6 名の全員一致で当社による本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議するとともに、本公開買付けは、対象者の多くの株主に対して合理的な売却の機会を提供するものと考えられると決議しております。なお、対象者取締役 6 名のうち河島敏明氏及び村澤好信氏の 2 名は、それぞれ平成 9 年及び平成 18 年まで当社に勤務していた経歴を有していますが、本公開買付けに関する意見の表明につき、特別な利害関係を有するものではないことを対象者取締役会として確認のうえ、取締役 6 名全員で決議をしております。また、両取締役の当該取締役会への出席の可否を含め、対象者取締役会の決議により本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに対して、当該取締役会に出席した対象者の監査役 3 名（社外監査役 2 名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられておりません。

（2）本公開買付けの目的及び背景

当社は、平成 21 年 5 月 12 日に発表した中期経営方針に基づき、「変革の先進企業」として「お客様満足度 No. 1」を追求し、「質を伴う量の拡大」を図り、持続的な事業の発展及び企業価値の拡大を実現するべく、「サービス提供能力の強化」、「グループ事業の拡大・強化」及び「環境志向経営の推進」の取組を進めています。

一方、対象者は、昭和 48 年の設立以来、独立系のソフトウェア開発事業者として、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）及びその関係会社（以下、総称して「NTTグループ」といいます。）を最大の顧客とし、公共分野や金融分野向けの業務アプリケーション開発、デジタル家電向け等の組込みソフトウェア開発、独自のOCRソフトや日米欧で特許を取得したBUI（ボタン・ユーザ・インターフェイス）を用いたパッケージソフトウェア開発などを中心に事業を展開してきました。対象者は、競争激化や顧客ニーズの多様化で事業環境が大きく変化する中で、平成 19 年 5 月 8 日に発表した第 5 次経営計画に基づき、既存事業の着実な成長に加え、新たなビジネスモデルによる飛躍的な成長を目標として、事業展開を進めています。

当社と対象者は、相互に重要な事業パートナーとして、ソフトウェア開発分野において平成 21 年 3 月期実績で約 18 億円、当社子会社を含めると約 26 億円（対象者の同分野の売上高の約 27.8%相当）の取引実績を既に有しています。これに加え、双方協議の結果、対象者創業以前からの創業者と現NTTグループとの関係を礎とした両社の協力関係をより強固なものとし、技術や人材の交流を行うことで、顧客へのサービスの質の一段の向上を図ることができるとの共通認識に至りました。

このような経緯により、当社及び対象者がソフトウェア開発事業におけるノウハウ及び人材等、各々が有する経営資源等を相互に補完・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいてはソフトウェア開発業界における事業者として確固たるポジションの確立に資するとの認識で両社が一致し、その提携によって得られるシナジーを実現させるために、当社と対象者は平成 21 年 12 月 21 日付で本資本業務提携契約を締結し、当社はその一環として本公開買付けを実施することになりました。

（３）本公開買付け後の経営方針

当社は、当社の高度なプロジェクト管理ノウハウ等を導入・活用することによりサービス品質を一段と向上させるとともに、販路拡大による自社開発パッケージソフトや組込みソフト事業の積極的な拡大を図るという対象者の経営方針に賛同しており、対象者の事業内容に重大な変更を加えることは予定しておりません。本公開買付け後も、対象者の経営の自主性及び対象者の創業者精神を尊重するとともに、現経営陣の手腕に期待しています。また、当社及び対象者は、業務提携及びその具体的な実施において、独立当事者間の取引条件の原則に照らして合理性のある条件及び内容を設定するように努めることを、本資本業務提携契約において、確認しています。

さらに、当社は対象者へ取締役及び監査役を派遣し、今後の両社の事業拡大等、資本業務提携によるシナジーを着実に顕在化させ、対象者と緊密かつ友好的な協力関係を構築しつつ、一定期間の長期的な株式保有を前提として当社及び対象者の持続的な成長を図ってまいります。なお、本公開買付けが成立した場合、対象者の取締役会は、平成 22 年 3 月期に係る定時株主総会の開催にあたり、対象者の現任の取締役と監査役を維持しつつ、更に当社が指名する取締役 1 名及び監査役 1 名を選任する議案を、平成 22 年 3 月期に係る定時株主総会に付議する予定です。また、当社及び対象者は、対象者の事業運営に関する重要事項については、当社と対象者との間で協議することとしています。なお、本資本業務提携契約の具体的内容は後述「４．その他」に記載しております。

また、本日現在、本公開買付け後に対象者の株式を追加取得する予定はありません。

（４）上場廃止の有無について

対象者の株式は、東京証券取引所市場第二部に上場していますが、当社は、本公開買付け成立後も引き続き対象者の株式の上場を維持する方針です。

(5) 当社と対象者株主との間における応募に関する合意

対象者は、平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、出席した取締役 6 名の全員一致で当社による本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議するとともに、本公開買付けは、対象者の多くの株主に対して合理的な売却の機会を提供するものと考えられると決議しております。なお、対象者取締役 6 名のうち河島敏明氏及び村澤好信氏の 2 名は、それぞれ平成 9 年及び平成 18 年まで当社に勤務していた経歴を有していますが、本公開買付けに関する意見の表明につき、特別な利害関係を有するものではないことを対象者取締役会として確認のうえ、取締役 6 名全員で決議しております。また、両取締役の当該取締役会への出席の可否を含め、対象者取締役会の決議により本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに対して、当該取締役会に出席した対象者の監査役 3 名（社外監査役 2 名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられておりません。

また、当社は、対象者の株主である有限会社カガ（所有株式数：2,006,000 株、平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：約 13.64%）並びに、谷村外志男氏（所有株式数：1,033,272 株、同割合：約 7.02%）及び谷村愛子氏（所有株式数：25,153 株、同割合：約 0.17%。以下、有限会社カガ、谷村外志男氏及び谷村愛子氏を総称して又は個別に「応募株主」といいます。）との間で、平成 21 年 12 月 21 日付で本公開買付けに係る応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しており、応募株主が所有する株式のうち、それぞれ 1,242,000 株、1,033,272 株、25,153 株（合計：2,300,425 株、同割合：約 15.64%）の対象者の株式について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ています。

なお、本応募契約において、当社は、応募株主との間で、応募株主は所有する対象者の株式の全部又は一部について、本公開買付けの期間中における対象者の株式に係る市場価格の推移の如何にかかわらず、本公開買付けに応募するものとし、当社の事前の書面による承諾がない限り、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除できないものとするを合意しています。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社エヌジェーケー																				
② 所 在 地	東京都目黒区中目黒四丁目 8 番 2 号																				
③ 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役社長 谷村 直志																				
④ 事 業 内 容	ソフトウェア開発事業、ネットワーク機器・システム商品販売事業、オリジナルパッケージ開発及び販売事業など																				
⑤ 資 本 金	4,222 百万円（平成 21 年 9 月 30 日現在）																				
⑥ 設 立 年 月 日	昭和 48 年 11 月 7 日																				
⑦ 大 株 主 及 び 持 株 比 率 （平成 21 年 9 月 30 日現在）	<table> <tr> <td>有限会社 カガ</td><td>13.64%</td></tr> <tr> <td>谷村 外志男</td><td>7.02%</td></tr> <tr> <td>日本生命保険相互会社</td><td>6.09%</td></tr> <tr> <td>エヌジェーケー社員持株会</td><td>5.33%</td></tr> <tr> <td>株式会社 りそな銀行</td><td>4.77%</td></tr> <tr> <td>谷村 直志</td><td>4.18%</td></tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）</td><td>3.85%</td></tr> <tr> <td>谷村 仁</td><td>3.37%</td></tr> <tr> <td>竹田 和平</td><td>2.90%</td></tr> <tr> <td>三菱UFJ証券株式会社</td><td>2.69%</td></tr> </table> （注）対象者の保有する自己株式 894 千株は上記に含めておりません。	有限会社 カガ	13.64%	谷村 外志男	7.02%	日本生命保険相互会社	6.09%	エヌジェーケー社員持株会	5.33%	株式会社 りそな銀行	4.77%	谷村 直志	4.18%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.85%	谷村 仁	3.37%	竹田 和平	2.90%	三菱UFJ証券株式会社	2.69%
有限会社 カガ	13.64%																				
谷村 外志男	7.02%																				
日本生命保険相互会社	6.09%																				
エヌジェーケー社員持株会	5.33%																				
株式会社 りそな銀行	4.77%																				
谷村 直志	4.18%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	3.85%																				
谷村 仁	3.37%																				
竹田 和平	2.90%																				
三菱UFJ証券株式会社	2.69%																				
⑧ 公開買付者と対象者の関係	<table> <tr> <td>資 本 関 係</td><td>当社と対象者との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td></tr> <tr> <td>人 的 関 係</td><td>当社と対象者との間には、特筆すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td></tr> <tr> <td>取 引 関 係</td><td>当社は対象者に対して、ソフトウェア開発の発注をしています。</td></tr> <tr> <td>関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況</td><td>対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td></tr> </table>	資 本 関 係	当社と対象者との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人 的 関 係	当社と対象者との間には、特筆すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取 引 関 係	当社は対象者に対して、ソフトウェア開発の発注をしています。	関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。												
資 本 関 係	当社と対象者との間には、特筆すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																				
人 的 関 係	当社と対象者との間には、特筆すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																				
取 引 関 係	当社は対象者に対して、ソフトウェア開発の発注をしています。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																				

(2) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

平成 21 年 12 月 22 日（火曜日）から平成 22 年 2 月 22 日（月曜日）まで（38 営業日）（以下「公開買付け期間」といいます。）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 400 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付けにおける買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）より提出された株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）を参考にしました。野村證券は、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値算定を行いました。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者の株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法：	212円から269円
類似会社比較法：	98円から513円
DCF法：	521円から763円

市場株価平均法では、対象者の評価基準日を平成21年12月18日として、株価及び取引量を観測して直近1ヵ月平均、直近3ヵ月平均、直近6ヵ月平均、直近1週間平均及び基準日終値を基に株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を212円から269円と算定いたしました。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手がける上場会社の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて対象者の株式価値を評価し、1株当たりの株式価値を98円から513円と算定いたしました。

DCF法では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成22年3月期以降の対象者の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、1株当たりの株式価値を521円から763円と算定いたしました。

当社は、本株式価値算定書の算定結果、対象者に対する法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて市場価格に付与されたプレミアムの実例、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価の動向及び本公開買付けの見通し等を勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果、当社が対象者株主に対して対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し決定いたしました。

本公開買付けにおける買付価格400円は、本公開買付けの実施についての公表の前営業日である平成21年12月18日の対象者の株式の東京証券取引所における終値214円に対して86.92%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年12月18日までの東京証券取引所における対象者普通株式の終値の過去1ヵ月平均値212円（小数点以下四捨五入）に対して88.68%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年12月18日までの東京証券取引所における対象者普通株式の終値の過去3ヵ月平均値229円（小数点以下四捨五入）に対して74.67%（小数点以下第三位四捨五入）、平成21年12月18日までの東京証券取引所における対象者普通株式の終値の過去6ヵ月平均値269円（小数点以下四捨五入）に対して48.70%（小数点以下第三位四捨五入）のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

当社と対象者は、相互に重要な事業パートナーとして、ソフトウェア開発分野において平成21年3月期実績で約18億円、当社子会社を含めると約26億円（対象者の同分野の売上高の約27.8%相当）の取引実績を既に有しています。これに加え、双方協議の結果、対象者創業以前からの創業者と現NTTグループとの関係を礎とした両社の協力関係をより強固なものとし、技術や人材の交流を行うことで、顧客へのサービスの質の一段の向上を図ることができるとの共通認識に至りました。

このような経緯により、当社及び対象者がソフトウェア開発事業におけるノウハウ及び人材等、各々が有する経営資源等を相互に補完・有効活用することが両社の事業基盤の更なる強化と業容拡大に繋がり、ひいてはソフトウェア開発業界における事業者として確固たるポジションの確立に資するとの認識で両社が一致し、その提携によって得られるシナジーを実現させるために、当社と対象者が平成 21 年 12 月 21 日付で本資本業務提携契約を締結し、当社はその一環として本公開買付けを実施することにいたしました。

(i) 第三者算定機関からの株式価値算定書の取得について

当社は、本公開買付けにおける買付価格を決定するにあたり、本公開買付けにおける当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より本株式価値算定書を取得いたしました。

(ii) 本株式価値算定書の概要について

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて、対象者の株式価値算定を行っており、各手法において算定された対象者の株式1株当たりの価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	212 円から 269 円
類似会社比較法	98 円から 513 円
DCF 法	521 円から 763 円

(iii) 公開買付価格を決定するに至った経緯について

当社は、本株式価値算定書の各手法の算定結果を参考として、本公開買付けにおける買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者に対する法務・会計・税務に係るデュー・ディリジェンスの結果、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、対象者の株式の市場株価動向、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けにおいて買付価格に付されたプレミアムの事例、及び本公開買付けの見通し等を総合的に勘案した結果、対象者の株式の市場価値に適切なプレミアムを付した買付価格を提示することが相当であると判断し、平成 21 年 12 月 21 日開催の当社取締役会において、本公開買付けにおける買付価格を1株当たり 400 円と決定いたしました。

なお、対象者は、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である三菱UFJ証券株式会社より、当社の算定書とは別個の株式価値分析報告書を取得し、慎重に検討した上で平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しています。また、対象者は、以上の本公開買付けの諸手続きを含む対象者取締役会の意思決定方法等に関して、対象者のリーガルアドバイザーであるジョーンズ・デイ法律事務所からも法的助言を適宜得ております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザーである野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

株券等種類	① 買付予定数	② 買付予定数の下限	③ 買付予定数の上限
株 券	7,071,000 株	7,071,000 株	7,071,000 株
新 株 予 約 権 証 券	一株	一株	一株
新 株 予 約 権 付 社 債 券	一株	一株	一株
株 券 等 信 託 受 益 証 券	一株	一株	一株
株 券 等 預 託 証 券	一株	一株	一株
合 計	7,071,000 株	7,071,000 株	7,071,000 株
(潜在株券等の数の合計)	一株	一株	一株

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(7,071,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(7,071,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第5項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注4) 公開買付け期間末日までに新株予約権が行使される可能性があります。当該行使により発行又は移転される対象者の株式についても本公開買付けの対象とします。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買 付 予 定 の 株 券 等 に 係 る 議 決 権 の 数	7,071 個	(買付け等後における株券等所有割合 51.54%)
対象者の総株主等の議決権の数	13,720 個	

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しています。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成21年11月9日に提出した第40期第2四半期報告書に記載された平成21年9月30日現在の総株主の議決権の数を記載しています。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 2,828 百万円

(注) 「買付代金」には、買付予定数(7,071,000株)に1株当たりの買付価格(400円)を乗じた金額を記載しています。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- ② 決済の開始日
平成22年3月1日（月曜日）

- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。）。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

- ④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,071,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（7,071,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付けは行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単位（1,000株）未満の株数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数に満たない場合は、買付予定数以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単位（追加して1単位の買付けを行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付けを行います。ただし、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数を超えることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付けを行う株主等を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単位未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数を超える場合は、買付予定数を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単位（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単位未満の株数の部分がある場合は当該1単位未満の株数）減少させるものとし、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数を下回ることとなる場合には、買付予定数を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽せんにより買付株数を減少させる株主等を決定します。

- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。

す。)第14条第1項第1号イないしリ及びヲないしソ、第3号イないしチ、第4号、第5号並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

公開買付者は、本公開買付けによる対象者株券等の取得につき、平成21年6月10日法律第51号による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項の定めにより、公正取引委員会に事前届出を提出する必要があり、当該届出が受理された日から30日を経過するまで（以下「待機期間」といいます。）は本公開買付けによって対象者株券等を取得することはできません。公開買付者は、平成22年1月4日付でかかる事前届出を公正取引委員会に提出することを予定しており、同日付でかかる事前届出が受理された場合、待機期間は平成22年2月3日に終了する予定です。本公開買付けによる対象者株券等の取得については、公正取引委員会の事前相談制度は利用しておりません。公正取引委員会から独占禁止法第49条第5項の規定に基づく事前通知及び同法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了した場合には、訂正届出書を提出いたします。なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者の株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、独占禁止法に基づく排除措置命令の事前通知を受ける可能性のある期間が終了しない場合、及び、同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかったものとして本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人の応募の受付を行った本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本

経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成 21 年 12 月 22 日（火曜日）

(11) 公開買付代理人
野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」をご参照下さい。

(2) 今後の業績等への影響の見通し

本公開買付けによる当社の連結業績及び単体業績への影響については、精査しており、今後、業績予想修正の必要及び公表すべき事実が生じた場合には、東京証券取引所の適時開示規則に基づき、速やかに発表いたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

当社及び対象者は、両社の経営資源等を相互に最大限活用し、当社は「3本の矢」戦略（BPO・SaaS提供等の「サービス」、SI受託による「システム」、オープンソフト・組込みソフト等の「ソフトウェア」）の3領域での事業展開を目指す、当社の新中期経営計画における成長戦略のことを指します。）の推進に向けシステム開発における強みを一層強化しつつ、サービス・ソフトウェア領域を拡大し、対象者は高品質と高生産性の両立によりソフトウェア開発事業の安定性強化、オリジナルパッケージ・ソリューション開発・販売を伸張することで、当社グループ全体における内製率や利益率の向上を実現し、相互に企業価値の持続的拡大を図ることを期し、両社事業全般における包括的な業務提携を樹立するために、平成21年12月21日付で本資本業務提携契約を締結しています。

本資本業務提携契約の概要は以下のとおりです。

- ① 対象者の取締役会により本公開買付けに対する賛同の意見表明がなされることを条件として、本公開買付けが実施される。
- ② 対象者と公開買付者は、(i)資本提携により対象者が公開買付者のグループ会社となることに関して、資本提携に伴う積極的な効果を可能な限り最大限発揮できるよう、相互に協力するとともに、(ii)公開買付者は、資本提携後も、対象者の企業価値の源泉の一つであるその社風を尊重し、さらに(iii)両当事者は、上場会社としての対象者の経営の自主性を尊重し、業務提携及びその具体的な実施（取引・技術供与・技術交流・共同研究・人事交流その他）において、独立当事者間の取引条件の原則に照らして合理性のある条件及び内容を設定するように努めることを基本方針とする。
- ③ 対象者を公開買付者のビジネスパートナーとして、業務提携の具体的な内容を検討する「業務提携に関する委員会」を設置のうえ、大要以下の分野における業務提携を協議するものとする。
 - (i) NTTグループにおける内製率向上に向けた施策
 - (ii) 技術・ノウハウの相互提供
 - (iii) 公開買付者から対象者への発注増
 - (iv) 両社のオリジナル・ソフトウェアの販売拡大（例えば、販売ルートの共有やクロスセル）
 - (v) 人材交流（ただし、人材を派遣する側と受け入れる側の双方の意向に基づき協議の上実施する。）
- ④ 対象者は、その事業計画の策定、日常業務の執行及び重要な事項の決定に関して、前記②に定める基本方針に従い、公開買付者から独立してその経営判断に従ってこれを行うことができるものとする。ただし、(i)対象者の株主総会の決議を必要とする事項のほか、(ii)対象者の事業に重大な影響を及ぼす一定の事項、並びに(iii)公開買付者がその連結計画をとりまとめる上で必要となる対象者の各事業年度の業績予想、損益の計画及び資金計画については、対象者は事前に公開買付者と誠実に協議のうえ、その決定をするものとする。なお、当該協議の具体的な対象、その方法等については、公開買付者が定める様式による「グループ協定」を本公開買付け成立後速やかに別途締結することで定める。
- ⑤ 対象者が、平成21年12月21日開催の対象者取締役会において、平成21年9月30日時点で保有していた自己株式のうち、未行使の新株予約権（ストック・オプション）の行使により移転されるべき335,000株を除く全てにつき、平成22年3月2日付で消却することを決議していることを確認する。
- ⑥ 公開買付者は、本資本業務提携契約の有効期間中、少なくとも対象者の取締役候補者及び監査役候補者として各1名の候補者を指名することができるものとし、かかる取締役候補者及び監査役候補者の選任に関し、(i)対象者は、本資本業務提携契約締結後、対象者の平成22年3月期に係る定時株主総会において当該議案を提出するものとし、(ii)公開買付者の指名に基づき選任された取締役又は監査役が任期満了前に、辞任その他理由のいかんを問わず退任した場合、公開買付者は、当該退任した

取締役又は監査役の補欠として新たな候補者を指名することができる。取締役又は監査役の死亡による退任その他の公開買付者及び当該取締役又は監査役の責めに帰することができない事由による退任の場合には、対象者は、対象者が上場会社であることに鑑みて適切かつ可及的速やかな時期に、選任に係る株主総会を開催してこれに公開買付者の指名する候補者の選任議案を提出するものとし、その他の場合には、当該退任後最初に開催される定時株主総会において、公開買付者の指名する候補者の選任議案を提出する。

- ⑦ 対象者と公開買付者は、以下に定める「株式関連原則」に従って行動する。ただし、各当事者の財政状態、経済情勢、事業環境又は法令等の諸事情の著しい変更があった場合には、それらの変更を勘案の上、両社は、株式関連原則の更新、変更又は廃止を誠実に協議する。
- (i) 対象者は、公開買付者の書面による同意なく公開買付者の有する議決権の希薄化につながるおそれのある行為を行わない。
 - (ii) 公開買付者は、対象者の株式の追加取得を行う場合、予め対象者と誠実に協議する。
 - (iii) 公開買付者は、本資本業務提携契約により企図された効果が発揮されるまで、一定の期間を要することを認識のうえ、本公開買付けにより買付けた株式を、長期的視野に立ち一定の期間継続して保有するよう配慮する。
 - (iv) 公開買付者は、下記⑨に掲げる事象が生じない限り、対象者の取締役会の事前の承諾なく、上場廃止につながるおそれのある行為（株式の追加取得等）を行わず、上場維持に必要な協力について対象者と誠実に協議する。
- ⑧ 対象者は、対象者の知る限り、対象者に関する法第 166 条第 2 項に定める重要事実であり、同条第 4 項に定める公表がなされていない重要事実がないことを表明保証する。
- ⑨ 公開買付者は、以下に掲げる事象が発生した場合、その対応についての協議を対象者に対して申し入れることができ、対象者はこれに誠実に応じるものとする。当該協議が一定の期間内に整わない場合、公開買付者は、本資本業務提携契約を解除し、又は上記⑥にかかわらず、公開買付者が指定する人数の取締役及び監査役を指名することができる。
- (i) 対象者が債務超過に陥った場合
 - (ii) 対象者が二期（今期を除く）以上連続して営業損失を計上した場合
 - (iii) 公開買付者及び対象者が別途協議の上定める合理的な内容の業務提携及び資本提携にかかる事業計画上の目標の達成が不可能又は著しく困難になったと公開買付者が合理的に判断した場合
 - (iv) その他上記(i)ないし(iii)までのいずれかと同程度の対象者の経営に重大な悪影響を及ぼす事象が生じたと公開買付者が合理的に判断する事象が発生し、合理的な期間を設けて対象者に対して合理的に必要な対応措置を要請したにもかかわらず、当該期間内にそれが実施されない場合
- ⑩ 本公開買付けが不成立になった場合には、各当事者は、本資本業務提携契約を将来に向けて解除することができる。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

- ① 対象者は、平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、出席した取締役 6 名の全員一致で当社による本公開買付けについて賛同の意を表明することを決議するとともに、本公開買付けは、対象者の多くの株主に対して合理的な売却の機会を提供するものと考えられると決議しております。なお、対象者取締役 6 名のうち河島敏明氏及び村澤好信氏の 2 名は、それぞれ平成 9 年及び平成 18 年まで当社に勤務していた経歴を有していますが、本公開買付けに関する意見の表明につき、特別な利害関係を有するものではないことを対象者取締役会として確認のうえ、取締役 6 名全員で決議しております。また、両取締役の当該取締役会への出席の可否を含め、対象者取締役会の決議により本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに対して、当該取締役会に出席した対象者の監査役 3 名（社外監査役 2 名を含みます。）のいずれからも特に異議は述べられておりません。

また、当社は、対象者の株主である有限会社カガ（所有株式数：2,006,000 株、平成 21 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合：約 13.64%）並びに、谷村外志男氏（所有

株式数：1,033,272 株、同割合：約 7.02%）及び谷村愛子氏（所有株式数：25,153 株、同割合：約 0.17%）との間で、平成 21 年 12 月 21 日付で本応募契約を締結しており、応募株主が所有する株式のうち、それぞれ 1,242,000 株、1,033,272 株、25,153 株（合計：2,300,425 株、同割合：約 15.64%）の対象者の株式について、本公開買付けに応募する旨の合意を得ています。

なお、本応募契約において、当社は、応募株主との間で、応募株主は所有する対象者の株式の全部又は一部について、本公開買付けの期間中における対象者の株式に係る市場価格の推移のいかんにかかわらず、本公開買付けに応募するものとし、公開買付けの事前の書面による承諾がない限り、かかる応募により成立した本公開買付けに係る契約を解除できないものとするを合意しています。

- ② 対象者は、平成 21 年 12 月 21 日開催の対象者取締役会において、平成 21 年 9 月 30 日時点で保有していた自己株式のうち、未行使の新株予約権（ストック・オプション）の行使により移転されるべき 335,000 株を除く全て（普通株式 559,139 株）を平成 22 年 3 月 2 日付にて消却する旨の決議をしています。

以 上

【インサイダー規制】

このプレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び同施行令第 30 条の規定により、内部者取引（いわゆるインサイダー取引）規制に関する第一次情報受領者として、本書面の発表（平成 21 年 12 月 21 日午後 東京証券取引所の適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された時刻）から 12 時間を経過するまでは、株式会社エヌジェーケーの株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、株式会社エヌジェーケー株式を取得した場合における、当社の経営陣の考え方に基づく事業展開の見通しを記載しています。実際の結果は、多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

【米国規制】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

米国の居住者に対しては、また、米国内においては、有価証券又はその他同等物の買受けの勧誘は行っておらず、米国の居住者が、また、米国内から、当社に対してこれらを送ってきたとしてもお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。